

## オオキンケイギク等の駆除について

『オオキンケイギク』とは、5月から7月にかけて黄色い花を咲かせる「特定外来生物」に指定されている植物です。

「特定外来生物」とは、日本の生態系に重大な影響をおよぼすおそれがある植物として、外来生物法により指定された植物で、**栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが禁止されています。**

また、外来生物法の規制対象ではありませんが、生態系に悪影響を及ぼしうることから、環境省が「重点対策外来種」に指定している『セイタカアワダチソウ』も秋頃に黄色い花を咲かせます。

もしも、ご自宅や所有地等に『オオキンケイギク』や『セイタカアワダチソウ』が咲いている場合には、駆除にご協力をお願いいたします。

オオキンケイギク



セイタカアワダチソウ



### 具体的な駆除方法

- ① **根から抜き取り**を行ってください。また、翌年以降も種子の発芽や根茎からの再生が見られなくなるまで繰り返し続けてください。

なお、除草剤を使用することが可能な場所であれば、除草剤による駆除も効果的です。

※刈取り行う場合は、残された根茎等から容易に再生するため、完全に駆除するためには抜き取りが必要です。

- ② 駆除したオオキンケイギク等は、風等による飛散を防止するため、**ビニール袋等と指定袋（もやせるごみ）**で二重に梱包してごみ集積所に可燃ごみの日にお出しください。

大田原市役所  
市民生活部 生活環境課  
TEL：0287-23-8775